

個人情報保護規程

平成 17 年 4 月 1 日

株式会社 エコブリッジ

代表取締役 中里 明光

令和1年5月1日	個人情報保護管理体制変更のため改正

個人情報保護の取扱いに関する規程

高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み当社では、個人情報の有用性を配慮しつつ、個人の権利と利益を保護する目的から、個人情報の適正な取扱いについて定め、個人情報を取り扱う当社の遵守すべき義務を定める。

1. 情報の利用目的（第15条）

当社では、以下の目的のため、個人情報を利用します。

- ① お客様のご依頼作業の適正かつ円滑な業務の遂行のため。
- ② お客様へのサービス等の提供のため。
- ③ 当社の宣伝物送付等の営業案内のため。
- ④ マーケティング活動、商品開発のため。

2. 収集する情報の範囲（第16条）

当社では、お客様とのご契約にあたり円滑な業務の遂行のため、お客様に関する情報収集、保有させていただきます。

- ① 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の事項。
- ② 職業、職種、お取引金融機関等。
- ③ 車両廃車・販売に関するお客様との契約内容の詳細な情報。
- ④ 不特定多数の者に対して公開されている情報。

3. 情報の収集方法（第17条）

- ① お客様ご依頼による車両廃車の受付時の聴取。
- ② 車両廃車・販売等による申込書、契約書等の記載。
- ③ 個人信用情報機関等の不特定多数の者に対して公開されている情報。

4. 情報の提供・利用（第16条・第23条）

当社では以下の場合に目的達成に必要最小限の個人情報を提供し、提供先が利用します。

- ① 当社と個人情報の提供に関する契約を締結し、随時通知または公表される当社の提携会社が、お客様にそのサービス等を案内または、提供する場合。
- ② 法令に基づく場合。
- ③ カード面に名称または、ロゴマークが付された提携先企業との間で共同利用する場合。
- ④ 第三者へは本人の同意を得ずに無断で提供を行わない。

5. 情報内容の正確性の確保（第19条）

当社では個人情報を利用目的に沿ったもので、かつ、常に正確、最新の内容を保つよう努めます。

- ① 必要に応じ情報内容のチェック、確認。
- ② 情報使用時に最新情報であり、誤り等がないか、確認。

6. 情報の安全管理及び監督（第20条・第21条）

情報データの漏洩、紛失、き損の防止、その他の個人データの安全管理監督のために必要かつ適正な処置を講じます。

- ① 情報管理徹底のため情報取扱管理責任者と情報取扱担当者を任命、管理組織体制の整備と強化を図る。（別表1）
- ② 情報を従事者に取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従事者に対する適切な監督、管理の実施。
- ③ 情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けたものに対する必要かつ適切な監督管理を実施。

7. 情報の利用目的の通知または公表（第18条）

- ① 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し公表する。
- ② 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人に対して、その利用目的を明示します。ただし、人の生命、身体又は、財産保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。
- ③ 情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表する。但し次に掲げる場合については適用しない。

※利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

※利用目的を本人に通知し又は公表することにより当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合。

8. 情報データに関する事項の公表（第23条委）

当社では、所得した保有個人情報データに関し、本人の知り得る状態に管理し、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なく通知します。但し次に掲げる場合については適用しない。

- ① 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ② 取得の状況からみて利用目的が明らかであるとき。

9. 本人の求めに応じた保有個人情報データの開示（第25条）

本人から当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む）を求められたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく当該保有個人データを開示します。

但し次の各号に該当する場合はその全部または一部を開示しない。

- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
- ② 当社の業務の適正な実施に対し著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- ③ 他の法令に違反することとなる場合。

10. 情報データの訂正（第26条）

本人から当該本人が識別される保有個人データの内容が、事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行いその結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正を行う。

当該保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正を行った時、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、遅滞なく、本人にその旨を通知する。

11. 利用停止（第27条）

本人から、当該本人が識別される保有個人データが個人情報保護法第十六条（利用目的の制限）に違反して取り扱われているという理由又は第十七条（適正な取得）の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止または消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために遅滞なく当該保有個人データの利用の停止をおこなう。

本人から、当該本人が識別される保有個人データが個人情報保護法第二十三条第一項（第三者への提供）の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明した時は、遅滞なく当該保有個人データの第三者への提供を停止する。

当該保有個人データの内容利用停止若しくは消去又は、第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、遅滞なく本人にその旨を通知する。

12. 苦情処理（第31条）

当社は、個人情報取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理につとめます。前項の目的を達成するために当社内に個人情報苦情処理体制を設け円滑な業務の遂行と再発防止に努めます。（別表2）

別表 1

個人情報保護管理体制

役割	役職・職種	氏名
情報管理統括責任者	代表取締役	中里 明光
情報取扱管理責任者	常務取締役	大宮 敏雄
情報取扱担当者	登録業務	西村 茜
情報取扱担当者	フロント業務	大宮 郁雄
情報取扱担当者	情報機器管理業務	高橋 洋介
情報取扱担当者		

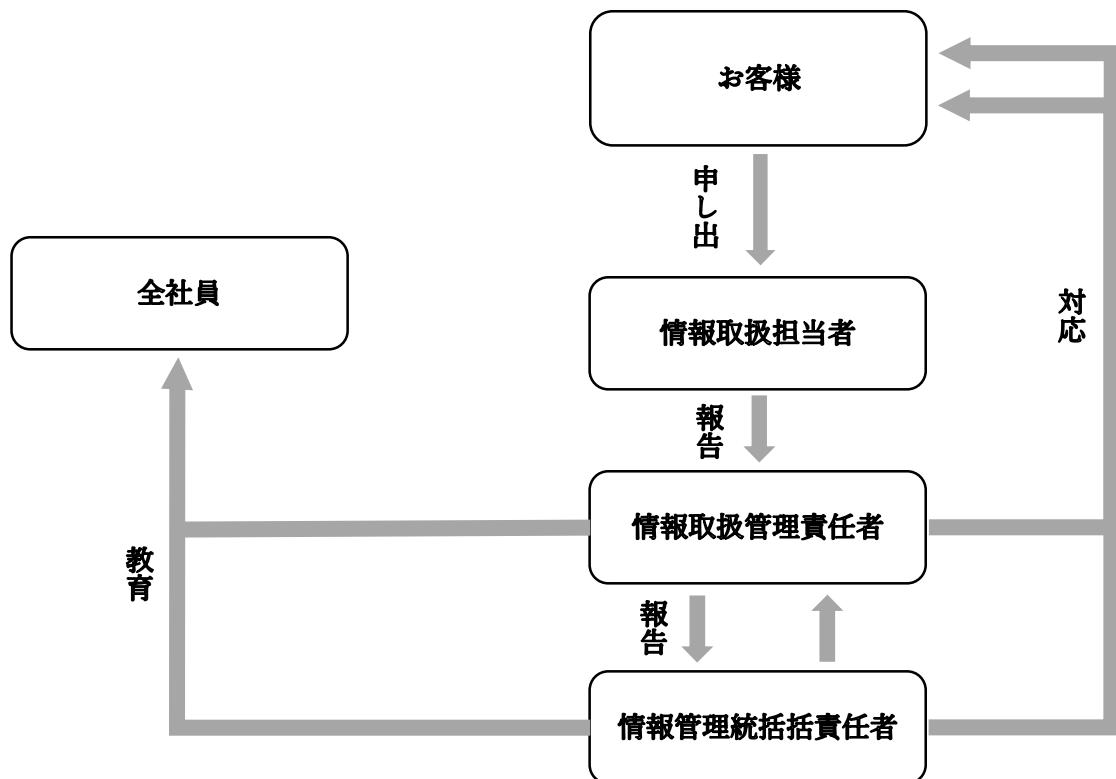
別表 2

個人情報苦情処理体制

苦情処理統括責任者	中里 明光
苦情処理責任者	大宮 敏雄
苦情処理責任者	高橋 敏子

個人情報対応処理規程

1. この規定はお客様本人からの求めに応じた個人情報の開示、情報お客様との満足度の向上と適正且つ円滑な事業運営を遂行することを目的とする。
2. 個人情報対応体制

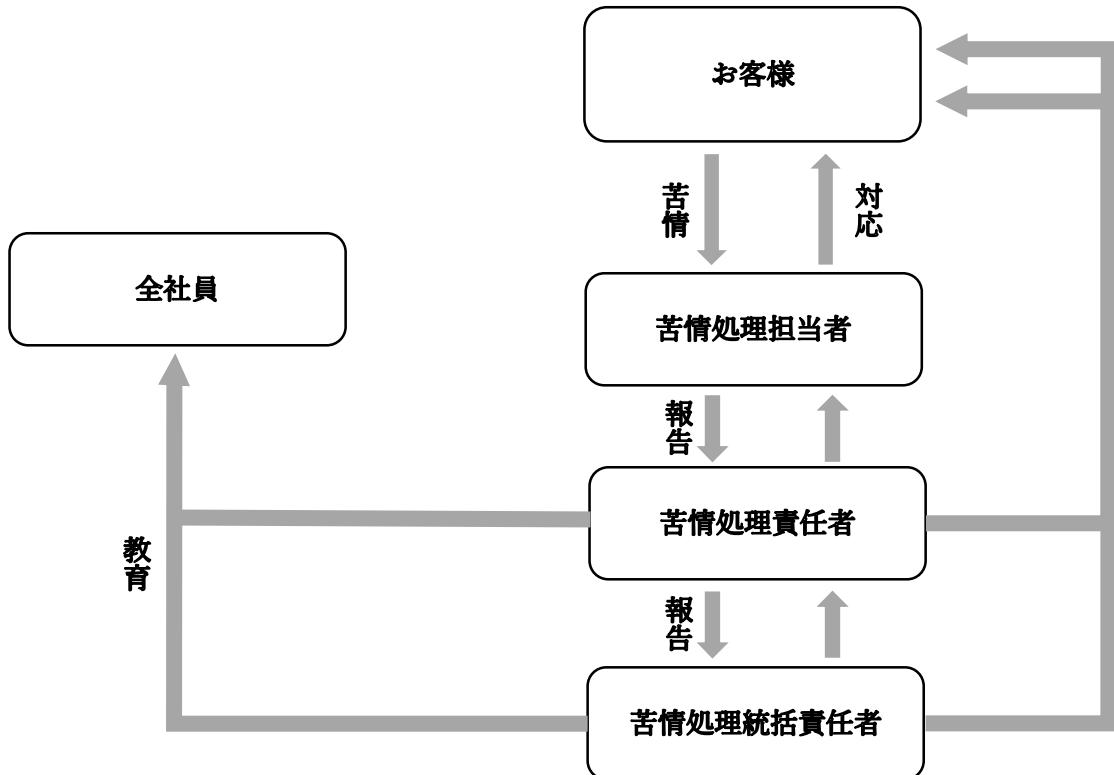


3.個人情報データの問い合わせ対応の任務

担当	任務
情報取扱担当者	1.お客様の申し出事項の聴取確認 2.情報取扱管理責任者への的確なバトンタッチ
情報取扱管理責任者	1.お客様の申し出事項の正確な把握 2.お客様との折衝・報告 3.交渉経緯の記録 4.適切な判断と迅速な内容報告を情報管理統括責任者へ行う
情報管理統括責任者	1.申し出の確認と事情聴取 2.申し出内容による実態分析と担当者への指示と協力 3.お客様との折衝、データ開示、情報利用及び提供、通知 4.関係官庁並び業界団体との連絡・調整

個人情報苦情処理規程

1. この規定はお客様からの苦情処理等に関する取扱いについて定め、お客様の満足度の向上と適正且つ円滑な事業運営を遂行することを目的とする。
2. 苦情処理体制



3. 苦情処理の任務

担当	任務
苦情処理担当者	1.お客様の申し出事項の聴取確認 2.情報取扱管理責任者への的確なバトンタッチ
苦情処理責任者	1.お客様の申し出事項の聴取確認・正確な把握 2.苦情の確認と事情聴取 3.お客様との折衝・報告 4.交渉経緯の記録 5.適切な判断と迅速な苦情処理内容報告を情報管理統括責任者へ行う 6.再発防止の教育の実施
苦情処理統括責任者	1.苦情の確認と事情聴取 2.苦情内容による実態分析と担当者への指示と協力 3.お客様との折衝、報告と通知 4.再発防止策策定、教育の実施 5.関係官庁並びに業界団体との連絡・調整